

議案第53号

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成19年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第1号中「重度障害者」を「重度障がい者」に、「9歳」を「12歳」に改め、同条第3号中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

平成26年 9月 3日 提出

守谷市長会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
53号	1

## 提案理由（議案第53号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年10月1日から、医療福祉費支給の対象者を拡大するため、条例の一部を改正するほか、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

## 守谷市すこやか医療費支給に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 支給条例第3条に規定する対象者のうち、支給条例第5条第1項第2号及び第4号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 小児</p> <p>イ <u>重度障がい者</u>のうち、出生の日から<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（<u>12歳</u>に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 支給条例第3条に規定する対象者のうち、支給条例第5条第1項第2号及び第4号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 小児</p> <p>イ <u>重度障害者</u>のうち、出生の日から<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（<u>9歳</u>に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15</p>

歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学校部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで）の間にある者）で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）

歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学校部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで）の間にある者）で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）